

第一種電気工事士免状の交付申請について（試験合格者用）

1 申請先等

- (1) 申請先 千葉県電気工事工業組合（本部及び支部）
（本部）千葉市中央区道場南1丁目9番15号
電 話：043-224-6086
FAX：043-224-6087
ホームページアドレス <http://www.chidenko.jp/>
- (2) 申請方法 申請書類を一式用意し、原則窓口で申請してください。
なお、窓口申請ができない場合、申請先に連絡し、申請方法を相談してください。
また、窓口へ持参する際は、本人又は代理の方が申請してください。

2 申請要件

下記（1）～（3）の全てを満たしている方

- (1) 千葉県内に住民登録をしている
(2) 第一種電気工事士試験に合格している
(3) 電気工事に関し3年以上の実務経験を有する（次頁参照）

3 申請書類

- (1) 電気工事士免状交付申請書
- (2) 手数料 千葉県収入証紙 6,000円
※収入証紙は、県庁、地域振興事務所、市町村役場等で販売しています。
- (3) 写真1枚 縦4cm×横3cm、上三分身像、無背景、6ヶ月以内撮影のもの。
※裏面に氏名を記入してください。
- (4) 住民票又はマイナンバーカード等、住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる書類の写し 1通（住民票は6ヶ月以内に発行されたもの。）
- (5) 試験結果通知書のはがき（原本）
※氏名が変わった方は、戸籍抄本を添付してください。
※戸籍抄本につきましては、変更の経緯を確認するため除籍抄本や、改製原戸籍が追加で必要になることがあります。
- (6) 実務経験証明書（記入例参照）
※1 実務経験証明書は、確認済番号が発番済みの書類が必要になります。
詳しくは別紙「実務経験証明書に関する注意事項」をご確認ください。
※2 書き方等に不明な点があるときは、組合本部へお問い合わせください。
- (7) 電気工事に関する資格を証明する書類
第二種電気工事士免状、旧電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている方は、その写しを添付してください。

4 電気工事業の開業を考えている方へ

電気工事業を営むためには、電気工事業法に基づく電気工事業者の登録等が必要です。（下請けも含む）

詳しくは、産業保安課ホームページ「電気工事業法の手続きについて」をご覧ください。
いただくか、産業保安課電気担当までお問い合わせください。

（千葉県庁）千葉市中央区市場町1-1 電話：043-223-2722

実務経験証明書に関する注意事項

1 「職務の内容」欄の記入について

- (1) 所持している電気工事に関する資格名・取得年月日を記入してください。
- (2) 工事の対象となった電気工作物の区分を記入してください。
なお、自家用電気工作物においては、その施設の**最大電力も記入**してください。

【参考：電気工作物の区分】

一般用電気工作物等	低圧で受電する施設
自家用電気工作物	高圧で受電する施設
電気事業用電気工作物	電力会社の設備

※自家用電気工作物とは、電力会社より高圧で受電している施設の電気工作物全体を指します。したがって、低圧部分であってもその施設が高圧で受電していれば、「自家用電気工作物」となります（**高圧部分のみが自家用電気工作物になるわけではありません**）。

2 実務経験の対象となる電気工作物

実務経験の対象となる電気工作物、その工事を行うために必要な資格等は下表のとおりです。

実務経験として認められるのは、其々に**必要な資格取得後の工事経歴**となります。

実務経験の対象となる電気工作物	工事に必要な資格等
一般用電気工作物等（低圧受電施設）	第二種電気工事士、旧電気工事士免状
自家用電気工作物（ 最大電力500kW以上 ） (H2. 9. 1以前は、最大電力は問わない)	
自家用電気工作物（ 最大電力500kW未満 ） の低圧部分（簡易電気工事）	認定電気工事従事者認定証
電気事業用電気工作物（電力会社の設備）	

※設計・監督業務、電気工事に伴う土木工事等は実務経験の対象にはなりません。

3 実務経験の証明者について

実務経験の証明者は、申請者が実務を積んだ勤務先の代表者です。

※勤務先が**法人の場合は、代表取締役**になります。

支社長・工場長等が証明する場合は、別途、委任状の提出が必要になります。

4 実務経験証明書の事前確認について

実務経験証明書は、千葉県電気工事工業組合の事前確認を必ず受けてください。

事前確認で不備等がなくなり次第、確認済番号が発番されますので、発番後、速やかに免状申請を行ってください。

なお、確認済番号が発番されていない場合、免状申請をすることはできません。

様式第2

電気工事士免状 交付 申請書		×整理番号			
免状の種類	第一種 ・ 第二種		×受理年月日		
令和 年 月 日					
千葉県知事 様					
郵便番号			-		
			連絡先電話番号		-
申請者住所					
フリガナ					
申請者氏名				生年月日	昭和・平成 年 月 日生
電気工事士法第4条第2項の規定により（第一種・第二種）電気工事士免状の交付を受けたいので、申請します。					
交付 免状を 受ける 資格	電 気	1 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する。			
	工事士	（試験合格通知書及び実務経験証明書添付）			
	免状を	2 第二種電気工事士試験に合格（試験合格通知書添付）			
	受ける	3 養成施設修了（養成施設修了証明書添付）			
資 格	4 認定（認定申請書及び実務経験証明書添付）				

注意

- 1 写真1枚（縦4cm×横3cm、上三分身像、無背景、6ヶ月以内撮影のもの）を添付すること。
- 2 交付申請の場合、申請書に住民票等を添付すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

写 真 貼 付 欄

手数料貼付欄
(千葉県収入証紙)

手数料貼付欄
(千葉県収入証紙)

裏面に氏名を記入し、写真1枚を糊で貼り付けること。

なお、写真を貼り付ける際には、上記の注意1を遵守すること。

遵守できていない場合、再度、提出していただく可能性があります。

実務経験証明書

氏名		生年月日	
現住所	電話		
現在の勤務先の名称及び所在地	名称	電話	
	所在地		
実務経験の期間及び内容			
会社名・部署及び役職名	期間	職務の内容	
通算期間	年 月		
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。 令和 年 月 日 所在地 事業所名 代表者氏名 ⑩ 電気工事業者登録(届出)番号(知事登録(届出)第 号)			

(注意) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

電気工事士免状 交付 申請書		×整理番号	
免状の種類	第一種 ・ 第二種	×受理年月日	
千葉県知事 様		令和 3年 4月 1日	
郵便番号 2 6 0 - 8 6 6 7		連絡先電話番号 090 - ○○○○ - ○○○○	
申請者住所	千葉県千葉市中央区市場町1番地1		
フリガナ	チハ、 イチロウ	生年月日	昭和 平成 54年 3月 21日生
申請者氏名	千葉 一郎		
電気工事士法第4条第2項の規定により (第一種) 第二種) 電気工事士免状の交付を受けたいので、申請します。			
交付を受ける資格	電気工事士免状を	1	第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する。 (試験合格通知書及び実務経験証明書添付)
		2	第二種電気工事士試験に合格 (試験合格通知書添付)
		3	養成施設修了 (養成施設修了証明書添付)
		4	認定 (認定申請書及び実務経験証明書添付)

注意

- 1 写真1枚 (縦4cm×横3cm、上三分身像、無背景、6ヶ月以内撮影のもの) を添付すること。
- 2 交付申請の場合、申請書に住民票等を添付すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

写真貼付欄	千葉県収入証紙 6,000円分を貼付けてください。 ※注意 国の収入印紙ではありませんので、注意してください。
	手数料貼付欄 (千葉県収入証紙)

裏面に氏名を記入し、写真1枚を糊で貼り付けること。
なお、写真を貼り付ける際には、上記の注意1を遵守すること。
遵守できていない場合、再度、提出していただく可能性があります。

写真の向きに注意して貼り付けてください。

・写真は 縦4cm×横3cm サイズ厳守
・裏面に氏名を記入してください。
・裏面に糊付けし、写真貼付欄の枠の中に写真を貼り付けてください。

※記入例（試験合格者用）

実務経験証明書

氏名は住民票のとおり記入してください。

氏名	千葉 一郎	生年月日	昭和54年 3月21日
現住所	千葉市中央区市場町1番地1		電話 090-0000-0000
現在の勤務先の名称及び所在地	名称	株式会社 千葉県電気工事	電話 043-223-2722
	所在地	千葉市中央区市場町2番地2	
実務経験の期間及び内容			
会社名・部署及び役職名	期間	職務の内容	
株式会社千葉県電気工事 工事課 作業員	平成23年10月1日 ～ 平成26年9月30日	※一般用電気工作物等に係る工事を記載する場合 (平成23年9月1日第二種電気工事士免状取得) 左記期間中に、一般用電気工作物（または小規模事業用電気工作物）の新設及び改修工事70件に作業員として従事した。 工事の内容については、配線工事、分電盤・照明器具等の取付け工事等	
	平成20年4月1日 ～ 平成23年3月31日	※自家用電気工作物に係る工事を記載する場合 左記期間中に、電気主任技術者の指導監督のもと、自家用電気工作物の新設及び改修工事15件に作業員として従事した。 主な工事物件、最大電力、従事期間は次のとおりです。 ①〇〇ビル 650kW（平成20年4月～21年4月） ②〇〇工場 1000kW（平成21年12月～2年4月） ③〇〇ビル 730kW（平成14年1月～14年6月） 工事の内容については、配線工事、分電盤・照明器具等	
通算期間	3年 0ヶ月		

一般用電気工作物等は、第二種電気工事士免状取得後でなければ、工事できません。

最大電力500kW未満の自家用電気工作物は、第一種電気工事士免状取得後でなければ、工事できません。
※平成2年9月1日以降

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

令和3年3月31日

所在地 千葉市中央区市場町2番地2

事業所名 株式会社千葉県電気工事

代表者氏名 代表取締役 電気 浩二 印

証明者は、代表者（法人の場合は代表取締役）となります。支社長、工場長等が証明する場合は、別途、委任状の提出が必要です。

証明者印については、登記された代表者印を押印すること。（社判は不可）

電気工事業者登録（届出）番号（〇〇県知事登録（届出）第 〇〇〇〇〇 号）

一般用電気工作物等の工事に係る実務経験を証明する場合は、電気工事業者の登録（届出）番号を必ず記入すること。注：建設業許可番号ではありません。